

貸切バス利用促進事業補助金（3/1～）の申請方法

富山県では、貸切バスの利用促進を図るため、貸切バスを利用する際の運賃・料金について一部補助を行います。

1 対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、富山県内に本店又は支店を置き一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者

※上記以外の方も、上記の事業者を通してご利用いただけます。

2 補助対象経費及び事業

補助対象経費は、次の各号を満たす県内の貸切バスの利用料金・運賃とする。

- (1) 国、自治体の利用、宗教活動・政治活動を目的とした利用でないこと。
- (2) 幼稚園、保育所、学校行事、企業や地域活動での利用も対象とする。
- (3) GoToトラベル事業を適用するツアーも対象とする。
- (4) バスの出発地、帰着地又はその両方は富山県とする。
- (5) 他のバス利用促進のための補助金との併用は不可。
- (6) バス内での飲食は原則禁止とする。
- (7) 令和4年3月1日から令和4年6月30日までの間に催行されるものであること。
(出発日、帰着日いずれもこの期間であること。)
- (8) 定期輸送（スクールバス、企業の従業員送迎等）での利用は対象外とする。
- (9) 令和4年2月28日以前に契約している利用については対象外とする。

※バスの新型コロナウイルス感染症防止対策を実施、公表の上、利用者へ明確に周知・PRすること。

3 補助対象期間、申込受付期間

補助対象期間：令和4年3月1日～令和4年6月30日

申込受付期間：令和4年3月1日～令和4年6月30日

※出発日、帰着日いずれもこの期間であること

※予算に達した場合、受付終了

※今後の感染状況等により実施内容を変更・中止する可能性があります

4 補助額

運賃・料金（税込）の1/2（千円未満切捨）

1台1運行あたり補助限度額 75,000円

※補助対象者1者あたりの補助金額は、令和4年1月31日時点の貸切バス車両保有台数（休車を含む）に応じた金額とする。

5 事前申請

バス事業者において、補助要綱第4条2項の「バスの新型コロナウイルス感染症防止対策を実施、公表」するため、あらかじめ次の書類を（公社）富山県バス協会へ提出すること。（旅行者においては利用予定のバス会社が書類を提出済みかご確認ください。）

- ・「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の対策実施状況の写真

6 申請方法

- (1) 貸切バス利用促進事業補助金利用管理表兼実績一覧表（様式第2号）及び運送引受書を申込受付期限までにFAX、メール送付又は郵送してください。
- (2) (1)の書類受領後、5日以内に事務局より受領確認を記載しFAX又はメール送付します。5日経過しても返送がない場合は、お手数ですが事務局へお電話ください。
- (3) 貸切バス運行後、3日以内又はその月末のいずれか早い日までに乗務記録（※1）に(2)の書類を添付してFAX又は郵送してください。
- (4) 月末に事務局より当月の申請分について連絡をしますので、内容を確認してください。
- (5) 貸切バス利用促進事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）、貸切バス利用促進事業利用管理表兼実績一覧表（様式第2号）、バスの新型コロナウイルス感染症防止対策を利用者に対し、明確に周知・PRしたことがわかる書類（※2）及び振込先口座情報（※3）を翌月5日までに郵送してください。

※1 運転日報等運転経路、距離等が分かる書類

※2 バス内に掲示もしくはバス内で配布している感染症防止対策を示したチラシ、バスの感染症対策を実施していることを示したツアー募集チラシ等

※3 これまで提出していない事業者のみ

※申し込み後、行程に変更がありましたらその都度ご相談ください。

【申請書類】補助金交付要綱、申請様式等は、（公社）富山県バス協会 HP 及び富山県総合交通政策室のHPからダウンロードできます。

【書類の提出先】事務局

〒930-0003 富山市桜町1丁目1番地36号 地鉄ビルB1F

（公社）富山県バス協会 貸切バス振興室

補助金は（5）の提出後、1か月を目途に県から振込いたしますが、書類の修正等によりさらにお時間がかかる場合がございます。

お問合せはこちらまで

（公社）富山県バス協会 担当：田上

TEL：076-411-9763 FAX：076-411-9764

※TELは8:30～17:30（土・日・祝日は除く）